明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二八）　一

〔告示〕
○電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第一項の認定を取り消した件（総務三四五）　二
○電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第三項の規定による届出があったので告示する件（同三四六）
○検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者を指定する件（同三四七）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録をした旨を公示する件（厚生労働二八八）
○保安林の指定をする件（農林水産一二六～一二三〇）
○保安林の指定を解除する件（同一二三一）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一二三二、一二三三）
○保安施設地区の指定をする件（同一二三四、一二三五）
○特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁八）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通九九五）
○道路に関する件（関東地方整備局二〇一、二〇二）
○浄化槽の型式の認定を更新した件（近畿地方整備局一三六）
○浄化槽の型式の認定を更新した件（四国地方整備局八八）　五

〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　七

〔人事異動〕
官庁事項　七

〔皇室事項〕
登録海技免許講習の登録に関する公示（国土交通省）　七
登録電子海図情報表示装置講習の登録に関する公示（同）　八

〔官庁報告〕
諸事項　八

〔公告〕
官庁　九
製造たばこ小売定価、閉鎖機関の特殊清算人の選任、在外会社の引当財産の管理人の選任、帝国燃料興業株式会社の特殊管財人の退任及び選任、国営土地改良事業の工事完了関係　九
裁判所　三〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

省令

○厚生労働省令第百二十八号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）を実施するため、中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月二日

厚生労働大臣　武見　敬三

中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令

中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（共済契約者証票の交付）	（共済契約者証票の交付）
第七十八条　機構は、次に掲げる場合には、遅滞なく、共済契約者に対し、その者が当該特定業種に係る共済契約者であることを証する証票（以下「共済契約者証票」という。）を交付しなければならない。	**第七十八条**　機構は、特定業種共済契約を締結したときは、遅滞なく、共済契約者に対し、その者が当該特定業種に係る共済契約者であることを証する証票（以下「共済契約者証票」という。）を交付しなければならない。
一　特定業種共済契約を締結したとき。	（新設）
二　第百四条第一項又は第三項の規定による届出があったとき。	（新設）
三　第百四条第一項ただし書の規定による確認を行ったとき。	（新設）
2　前項の規定による共済契約者証票の交付は、法第四十四条第五項に規定する電子情報処理組織（第八十六条の二第一項、第九十八条第四項及び第百二条第四項において単に「電子情報処理組織」という。）を使用する方法により行うことができる。	（新設）
（電子情報処理組織の使用による掛金の納付等）	（電子情報処理組織の使用による掛金の納付等）
第八十六条の二　共済契約者であつて法第四十四条第五項に規定する方法により掛金を納付しようとするもの（以下「電子情報処理組織使用共済契約者」という。）は、被共	**第八十六条の二**　共済契約者であつて法第四十四条第五項に規定する方法により掛金を納付しようとするもの（以下「電子情報処理組織使用共済契約者」という。）は、被共